

## 本宮市農業委員会 平成29年5月総会 議事録

1. 開催日時 平成29年5月22日(月)午後1時30分

2. 開催場所 本宮市役所 3階「大会議室」

3. 出席委員

農業委員会委員

1番	佐藤 孝昭	2番	渡辺 喜一	3番	渡邊 謙輔
4番	國分 政利	6番	國分 新司		
7番	渡邊 孝一	8番	渡邊 平二	9番	伊藤 隆一

農地利用最適化推進委員

1番	石橋 広基	2番	遠藤 栄太郎	3番	遠藤 俊雄
4番	遠藤 秀男	5番	國分 隆一		
7番	三瓶 和彦	8番	三瓶 修藏	9番	鍋島 正則
10番	根本 市徳	11番	渡邊 善幸	12番	渡邊 利一

4. 欠席委員 農業委員5番 遠藤 政幸 農地利用最適化推進委員6番 佐藤 一徳

5. 遅参委員

6. 職員 事務局長 渡邊 孝江

7. 書記 主査 武藤 正昭

事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会5月定例会を開会いたします。欠席の通告は、農業委員5番遠藤政幸委員、推進委員6番佐藤一徳委員であります。開会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会5月定例会を開会いたします。(時節の事柄) 本宮市農業委員会会長よりあいさつを申し上げます。

会長伊藤 隆一 時節の事柄

事務局長 これより先は、会長が議長を務め議事進行いたします。

会長伊藤 隆一 出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。3番渡邊謙輔委員、4番國分政利委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。

國分委員 議長

会長伊藤 隆一 國分政利委員

現地調査委員長 調査委員長に選任されました私、國分政利です。國分新司委員、遠藤俊雄委員、三瓶修藏委員です。去る5月12日、1時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査いたしました。一般住宅敷地転用が主であります。尚、議案第29号件番2「現況確認証明願い」は、現況は草刈すれば農地に容易に復元可能であり、荒廃していないと判断致しました。現況写真を配布致しましたのでご参照願いたいと思います。よって、議案第

29 号件番 2 号「現況確認証明願ひ」は審議不適當と判断し、議案書より削除願ひます。その他については、土砂等の流出・周辺農地へ及ぼす影響はないとするものと思われまふ。以上、現地調査委員会の報告といたしまふ。

会長伊藤 隆一 4 月定例会で「農地の転用に係る事業計画の変更について」と「農地の転用のための権利移動制限について」許可を事務局より報告いたさせまふ。また、報告第 5 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届出に対する報告について合わせて報告致させまふ。

事務局 議長

会長伊藤 隆一 事務局

事務局 4 月定例会で「農地の転用に係る事業計画の変更について」2 件と「農地の転用のための権利移動制限について」5 件は 5 月 25 日付で許可証を交付致しまふ。

また、議案第 23 号件番 2 の「\*\*\*\*\*」の転用案件は開発行為にあたるかを現在建設事務所に問い合わせ中であるため、許可は保留であります。報告第 5 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届出については一覽をご参照願ひます。

会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行いませぬが、農地転用現地調査委員長報告につきまふは、議案審議に際し意見を伺ふことといたしまふ。それでは、日程に従ひ議案の審議を行いまふ。

次に、議案第 26 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項を上程しまふ。申請 1 番について事務局の説明を求めまふ。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行いまふ。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行いまふ。議案第 26 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項申請 1 番は許可とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 26 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項申請 1 番は許可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 27 号農地の転用制限について農地法第 4 条第 1 項の規定による申請を上程しまふ。申請 1 番について事務局の説明を求めまふ。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する、質疑を行いまふ。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 27 号農地法第 4 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可することに、異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 27 号農地法第 4 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可することに決定いたしました。  
次に、議案第 28 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定による申請を上程します。申請 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可することに意義ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可することに決定を致しました。  
次に申請 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可することに意義ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可することに決定を致しました。  
次に申請 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、許可することに意義ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、許可することに決定を致しました。  
次に申請 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 4 番は、許可することに意義ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 28 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 4 番は、許可することに決定を致しました。  
次に、議案第 29 号「現況確認証明願いについて」を上程します。申請 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 29 号「現況確認証明願い」の申請 1 番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 29 号「現況確認証明願い」の申請 1 番は、非農地である証明をすることに決定をいたしました。  
次に、議案第 30 号農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案再設定 4 件、新規設定 4 件、追加新規設定 3 件、計 11 件の議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 30 号「農用地利用集積計画の決定について」議案再設定 4 件、新規設定 4 件、追加新規設定 3 件、計 11 件の議案案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。  
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 30 号「農用地利用集積計画の決定について」議案再設定 4 件、新規設定 4 件、追加新規設定 3 件、計 11 件の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。  
以上をもちまして、議案はすべて終了しました。

事務局長 本日の議案はすべて終了いたしましたので、閉会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 以上を持ちまして、本宮市農業委員会 5 月の定例会を終了いたします。

平成 29 年 5 月 22 日  
(閉会午後 2 時 50 分)

本宮市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

---

議席 3 番委員 渡邊 謙輔

---

議席 4 番委員 國分 政利

---